

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 山口県宇部市大字善和字下柿ノ木原789番地の6
氏名 大塔興業株式会社
代表取締役 塔野功一郎

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 平成30年11月16日

許可の有効年月日 平成37年11月15日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鋳さい、ばいじん、13号廃棄物、がれき類

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上17種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面のとおりに

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年11月16日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無(下関市)

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：山口県宇部市大字川上字東大日127番1

面積：25m²

産業廃棄物の種類：金属くず(自動車等破砕物を除く。以上1種類)

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上1種類

保管上限：20m³

積み上げ高さ：1m

所在地：山口県宇部市大字川上字東大日127番1

面積：676m²

産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上1種類)、がれき類

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上2種類

保管上限：625m³

積み上げ高さ：3m